

荒川将来像計画 2010

地区別計画

〔江東区〕

荒川の将来を考える協議会

まえがき

江東区を流れる荒川は、明治末期の2度の洪水を契機として洪水からまちを守るためにつくられた人工の放水路ですが、完成して約80年経った現在では人工のものとは思えないほど、ひとつの風景としてすっかり地域に定着し親しまれています。

この荒川（荒川の下流部分）を巡って、私たちの様々な欲求がふえてきています。一つにはこの荒川に生まれた豊かな自然を守り育てる場、極度に都市化された江東区内にあつて残された貴重な空間としての、スポーツ・レクリエーションを楽しめる場、地震時の避難場所、また、水面を舟運の路や洪水から守ること等、多面的利・活用が求められています。

「荒川将来像計画」は「荒川の荒川らしさとは何か」という視点から眺め、様々な意見を調整し、荒川の将来の姿を提示したものです。「荒川将来像計画」は荒川の下流部全体を対象に目指すべき川づくりを示す全体構想と、沿川市区毎にまとめた地区別計画にわかれています。江東区の地区別計画については、「活気とうるおいのある水辺のまちづくり」実現のため、平成8年4月に策定されており、この計画に基づき鋭意整備を進めてきました。この度、策定から10年余りが経過し、社会情勢等の変化や現状の課題を整理し、それらへの対策や魅力をより向上させるための取り組みについて、荒川下流部全体の今後の川づくりの方向性を示す「推進計画」が策定されました。本地区別計画は、「推進計画」を受け、荒川下流部の沿川関係自治体である2市7区において、各市区が住民と協働で川づくりを行うための行動指針としてとりまとめられたものです。

なお、本計画は、荒川下流部の沿川2市7区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）と当該区間を管理している国土交通省荒川下流河川事務所で構成される「荒川の将来を考える協議会」により、その将来像について検討し、また関係する多くの方々との協議により策定したものです。

荒川の将来を考える協議会

江 東 区 長 山 崎 孝 明
国土交通省荒川下流河川事務所長 小 島 優

荒川将来像計画2010 地区別計画〔江東区〕

目次

1. 地区別計画とは	1
1.1 計画のねらい.....	1
1.2 計画の位置づけ.....	2
1.3 検討体制.....	3
1.4 推進計画のあらまし.....	4
2. 荒川づくりの考え方	5
2.1 まちづくりの中での荒川の役割.....	5
2.2 川づくりの基本方針.....	9
2.3 土地利用計画.....	10
2.4 ブロック別計画.....	13
2.4.1 現況土地利用.....	13
2.4.2 ブロック区分.....	14
2.4.3 ブロック計画.....	15
3. 荒川の維持・管理の考え方	26
3.1 基本的な考え方.....	26
3.1.1 管理計画策定の背景.....	26
3.1.2 管理上の課題.....	26
3.1.3 管理計画の手法.....	27
3.2 行政と区民の役割.....	28
3.2.1 国土交通省（河川管理者）が行う維持管理.....	28
3.2.2 江東区が行う維持管理.....	28
3.2.3 区民が行う維持管理.....	29
3.3 河川敷の管理計画.....	30
3.4 自らできる川づくり支援の仕組み.....	31
4. 計画の実施に向けて	32
4.1 推進の仕組み.....	32
4.2 計画の変更プロセス.....	32
4.3 計画書の周知.....	32

1. 地区別計画とは

第1章は、計画のねらい、位置づけ、検討体制、構成など、地区別計画のあらましを示すものです。特に、前回策定した地区計画との違いや推進計画との違いを分かりやすく解説しています。

1.1 計画のねらい

平成8年4月に策定された「荒川将来像計画」は、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取り組みをとりまとめたものです。荒川下流部は、この計画に基づき自然地と河川利用、治水のバランスのとれた魅力ある空間となるよう整備が進められています。整備を進めるにあたっては、「荒川をよくする会 Koto」（以下、荒川市民会議という。）の議論を踏まえるとともに、沿川自治体の協力により親しみのある荒川づくりを進めているところです。

一方、策定より10年余りの年月が経過し、社会情勢等が変化してきた中で、河川敷の自然地向への要望の増加や不法投棄や漂着によるゴミの増加、河川敷における迷惑行為の増加、などの新たな課題が健在化しています。

このような背景の下、これまでに得た知見をもとに、荒川下流部における新たな課題に対応し、これらの解決とより魅力的な川とするため、「荒川将来像計画 2010 推進計画」が平成22年7月に策定され、それに基づき「荒川将来像計画 2010 地区別計画」を策定しました。



江東区・荒川河口付近

1.2 計画の位置づけ

「荒川将来像計画 2010 推進計画」は、「将来像計画 全体構想書 1996」の理念と方針を踏襲し、荒川下流部全体の今後概ね 10 年後の望ましい姿を目指した計画として、とりまとめたものです。

地区別計画は、この推進計画をふまえ、荒川下流部の沿川関係自治体である 2 市 7 区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市、戸田市）が主体となって、それぞれの地区における今後の 10 年間の川づくりの取り組みと今後の維持・管理の方針を地区別計画として策定するものです。

また、これまでの 10 年余りの取り組みの結果として、自然地の保全・創出や多目的地の整備等が推進され、荒川の望ましい姿に近づくよう取り組みが行われています。本計画では、これまでの河川整備・保全の成果・効果を継続的に発現するための取り組みと市民との協働による河川管理を進めていきたいと考えております。

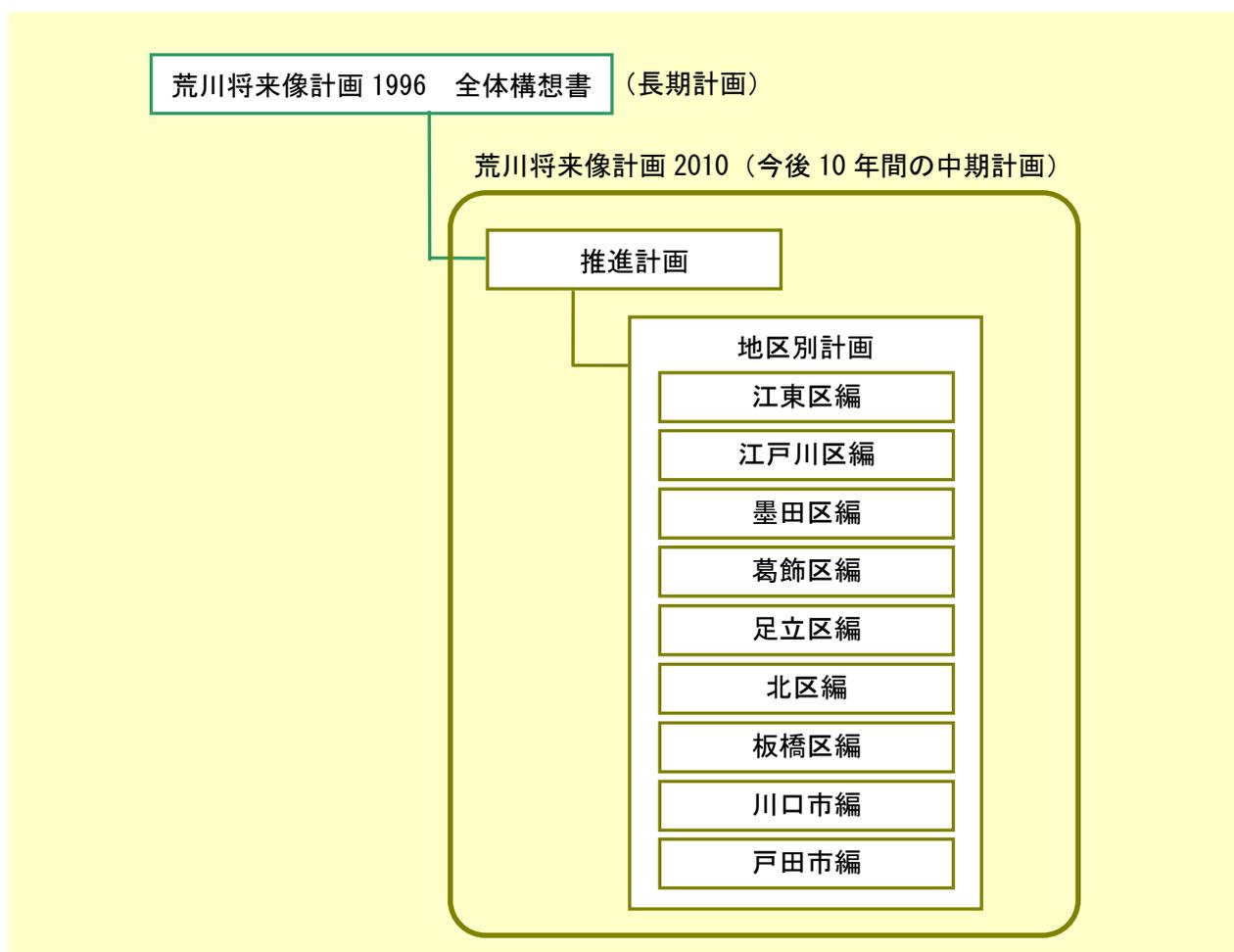


図 1 荒川将来像計画 2010 の構成

1.3 検討体制

地区別計画は自治体及び国により原案を作成した上で、荒川市民会議等において地域住民の意見聴取を行い、「荒川の将来を考える協議会」への案の提出・承認を得て策定します。

地区別計画策定後は、ブロック毎の計画の改善に向けて、フォローアップを行うものとし、必要に応じて内容の見直しを行っていきます。

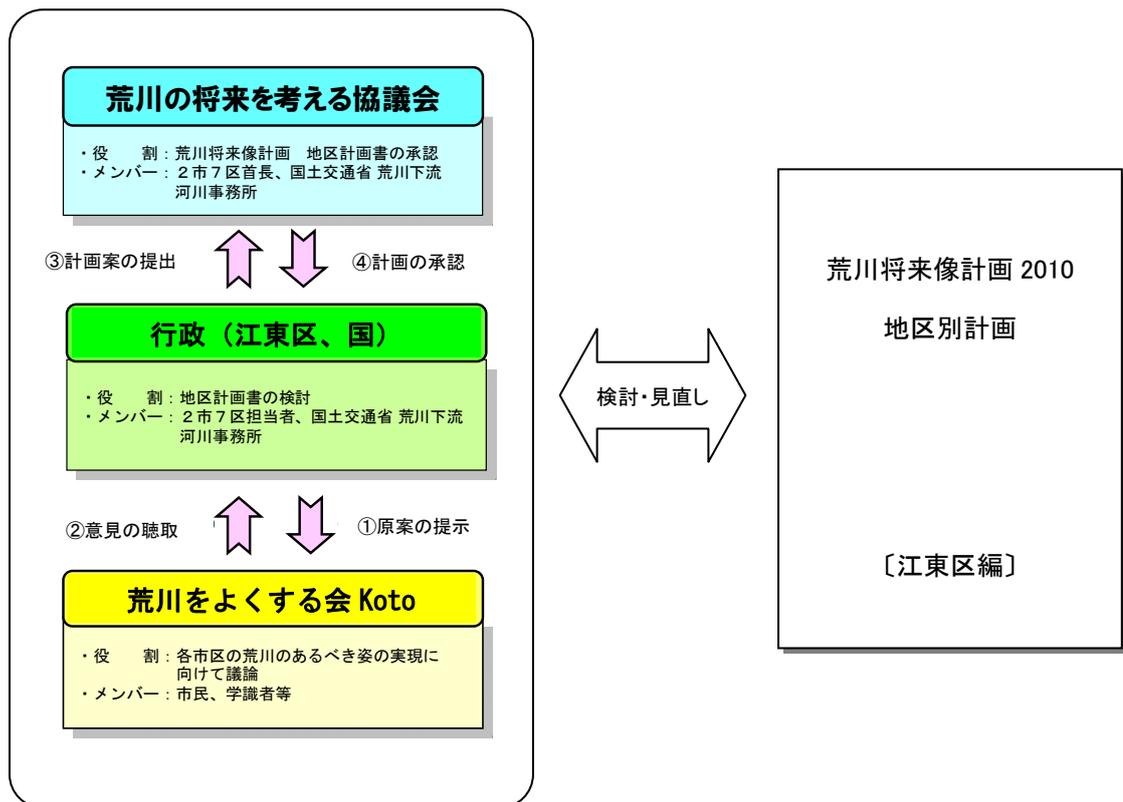


図 2 荒川将来像計画 2010 地区別計画の検討体制

1.4 推進計画のあらまし

「荒川将来像計画 2010 推進計画」では、「放水路から川らしい水辺へ」をスローガンとして掲げ、治水・環境・利用の相互関係を大切にしたバランスのとれた川づくりの取り組みを3つの理念に基づいて進めていくものとします。



図 3 荒川下流部の川づくりの基本理念

推進計画では、上記の基本理念をもとに以下の4つの取組みを推進していきます。

○ 災害に強い安全・安心を守る川づくり

- ・ 水害から地域住民の生命と財産を守る治水事業の推進
- ・ 地震時に対応した河川敷、河川を円滑に活用できる取組みの推進
- ・ 河川敷道路、緊急用舟着場の確保と危機管理の推進

○ 自然豊かな水辺空間を再生する川づくり

- ・ 既存の自然地や新たな自然地の保全・創出
- ・ 水質を改善検討し、誰もが安全に親しめる水辺の創出

○ 適正な利用の推進と新たな魅力を創出する川づくり

- ・ 利用ルール作成による、誰もが気持ちよく過ごすことができる雰囲気づくり
- ・ 植樹や便益施設の設置基準の改善と治水安全上に配慮した植樹、ベンチの創出
- ・ 河川敷利用のゾーニングをベースとした多様な利用スペースの拡充

○ 自らできる川づくり支援を推進する川づくり

- ・ 現状の管理水準を維持し、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくための区民との協働による河川管理の推進

2. 荒川づくりの考え方

「荒川将来像計画地区計画書（平成8年）」は短期計画として概ね10年後の姿を示し、地域の人々の協力のもとに、その実現に取り組んで来ました。

策定後10数年が経過した今、その進捗を調査し、当初の計画との整合を確認するとともに、河川環境や河川利用への意識の変化などの社会情勢への対応を図ることが必要となっています。

このため地区別計画では、平成8年から平成21年にかけて整備された当初の計画の進捗状況と、その成果と課題を明らかにした上で、今後の望ましい姿をブロック別計画として示すものです。

以上を受け第2章では、これから概ね10年後の荒川下流部全体の望ましい姿を実現するための方針や土地利用計画、ブロック別の具体的な取り組みの内容を示します。

2.1 まちづくりの中の荒川の役割

※出典：「江東区みどりと自然の基本計画」（H19.7）より構成

(1) 計画のテーマ

水が彩る美しい みどりのまち

(2) みどりの実現のイメージ

江東区では東京湾に面し、多くの河川や運河が縦横に区内を巡っている水辺地をみどりの将来像実現の動脈（基本インフラ）としてとらえ、荒川をはじめ、東京湾、隅田川、小名木川といった水辺軸から新鮮な空気や貴重な生き物を区内へと引き込んでいきます。

さらに、大規模な公園からポケットエコスペースなどの身近な自然地までの多様な拠点を確保し、それを線でつなげることでみどりの広がりをみせ、さらに市街地内の公共施設や住宅団地などの緑化が張り巡らされることによって、都市全体が水と緑にあふれた美しいまちを実現します。



図4 緑の実現のイメージ

出典：「江東区みどりと自然の基本計画」（H19.7）

1. 水辺を中心として、豊かな都市環境をはぐくむための「みどりの動脈」をつくります

荒川や、東京湾、隅田川、小名木川といった区を取り囲む水辺軸（大動脈）から新鮮な大気や貴重な生物などを引き込んでいくために、江東区の特徴である縦横に流れる河川・運河（動脈）を活用します。

この「みどりの動脈」が、環境保全・レクリエーション・防災・景観といった4系統のネットワークを形成していくうえでの基本となります。

2. 区民のうるおいや活力の供給基地として、「みどりの拠点」をつくります

3. 水辺沿いの緑地や街路樹などの「みどりのみち」によって「みどりの動脈」と「みどりの拠点」をつなげていきます

4. 都市緑化の推進によって、市街地内に「みどりの網」を張り巡らせていきます

(3) 計画の基本方針（河川や水辺づくりに関わる基本方針）

荒川、隅田川とともに、区内を縦横に流れる河川・運河は、他都市にはみられない大切な風景です。この水辺を活用した水運にはぐくまれてきた文化や景観を都市の貴重な個性として大切にとらえ、より質の高い水辺空間として次世代に継承していくことがわれわれの使命です。

また、みどりが連続することは、豊かな街並み景観を創出するだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和に寄与する風の道を充実し、自然と人とが共生するためのエコロジカルネットワークといった生命の基盤を支え、火災の延焼防止など防災に強いまちづくりの形成においても大きな効果をもたらします。

そこで、河川・運河および水辺に沿って豊かなボリュームをみせる緑の縁取りを創出するとともに、隣接する公園、道路、公共施設、さらに民有地の緑化を進めることによって、水辺のみどりから区内に点在するみどりへと連なる「みどりの帯」を発展させます。

〈基本方針〉河川や運河等の水辺からまちへと広がる みどりの帯をつくりましょう

- 水辺に沿って豊かなボリュームをみせる緑の縁取りづくり
- 水辺からはじまる自然の再生
- 歴史・文化を伝えるみどりの保全・再生

(4) 荒川の役割（公園・緑地の配置方針より）

1. 環境保全系統としての役割

○都市の骨格を形成するみどりの保全・活用

- ・荒川をはじめ、太平洋へと続く東京湾、隅田川、荒川、小名木川、旧中川といった

河川を都市の骨格軸として位置づけ、その自然環境を保全することにより、自然との共生や都市環境負荷の軽減といった環境保全システムの緑地を形成するうえでの源とします

○優れた自然環境を有し、「自然との共生」に寄与するみどりの保全

- ・区内の自然生態系の回復に向けて、荒川（河川敷の荒川砂町水辺公園含む）などの江東区を取り囲む汽水域の水面・水辺地から始まり、区内を縦横に流れる複数の河川・運河を活用した水と緑のネットワークを形成することにより、豊かな自然環境を区内へ引き込んでいきます。

2. レクリエーション系統としての役割

○自然とのふれあいの場の育成

- ・区民からの要望が高い自然型余暇活動や環境学習の場として、荒川砂町水辺公園といった鳥や昆虫などの生物が観察できる公園緑地を配置しています。また、生物群生息空間としてポケットエコスペースの設置を進めています。

○江東区の余暇特性に対応したレクリエーション拠点の確保

- ・荒川では、荒川砂町水辺公園において江東花火大会が開催され、多くの方が来訪されます。
- ・河川沿いの親水公園や緑道、サクラなどの並木が植栽された河川・水辺地では、花を楽しむための祭りも開催されています。これらの公園やオープンスペースは、区民あるいは地区住民の郷土愛やコミュニティ形成に寄与する場として位置づけ、機能の維持・向上を図ります。
- ・区民からの要望が高いスポーツや健康維持増進の拠点として、テニスコート、サイクリングなどのスポーツのできる都市公園を位置づけ、さらなる機能の維持・向上を図ります。

3. 防災系統としての役割

○自然災害を防止する緑の保全・拡大

- ・江東区では、これまでに、台風や集中豪雨などの風水害対策として耐震護岸整備や防潮堤整備、防災船着場整備などが進められてきましたが、これらの堤防や護岸沿いには水辺の散歩道や潮風の散歩道といった河川・運河利用がなされていることから、今後とも区民の憩いの場としても活用していきます。

○避難地・避難路の確保

- ・荒川砂町水辺公園などの避難場所に指定されている都市公園等における防災機能の維持・向上を図ります。

-
- ・陸上との結節点となる防災船着場を位置づけることにより、災害時の多様なネットワークを確保します。

4. 景観構成系統としての役割

○区を代表する郷土景観の保全・形成

- ・荒川などの東京都を代表する河川景観とともに、市街地内を縦横に巡る河川や運河の水辺景観を位置づけ、公園や緑道、散歩道、さらには沿岸の民間開発と一体的な整備を進めることにより、みどりの回廊となる質の高い都市景観を形成していきます。

○美しい都市景観の創出

- ・臨海部や荒川河川敷に配置されている大規模な公園緑地は、地形的変化の少ない江東区において広大な自然景観を一望することができる貴重な視点場として位置づけ、今後ともこの自然景観との調和に配慮した保全・向上を図ります。

2.2 川づくりの基本方針

●基本方針

- 自然とのふれあいの場としてや環境学習の場として、荒川の河口部の自然環境をみんなで豊に守り育てていきます。
- 区民の郷土愛やコミュニティ形成に寄与する場として、荒川を活用した地域のレクリエーション拠点を確保していきます。
- 避難場所としての荒川の公園・緑地や陸上との結節点となる新砂リバーステーションを活用し、災害時の多様なネットワークを確保していきます。

「水が彩る美しい みどりのまち」を実現するための土台として、東京湾や荒川、隅田川、小名木川といった大動脈と、区内を縦横に流れる河川、運河といった動脈が位置づけられています。

そこで、荒川を活かした緑の保全を図り、区民の心身の健康を養い、心のやすらぎを得る川としていくとともに、自然とふれあい、スポーツやレクリエーションを楽しむ場としていきます。また、災害時の避難場所として、防災機能の維持・向上を図ります。



荒川砂町水辺公園

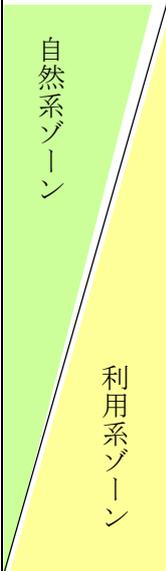
2.3 土地利用計画

推進計画では、現状の河川敷利用状況をふまえながら、これから概ね10年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に「自然系ゾーン」「利用系ゾーン」の2つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととされています。

「自然系ゾーン」は主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていくゾーン、「利用系ゾーン」は主にテニスや公園・緑地等の適切な利用を図っていくゾーンとします。

江東区地区別計画では、このゾーニングに基づき、現況の土地利用と今後の基本方針をふまえ、下表で示した区分に従って水際を含むゾーン内の詳細な土地利用区分を設定しました。

表 1 江東区における土地利用区分

推進計画 ゾーニング	土地利用区分		目的	利用例
	自然保全地		現存する自然環境を 保全する	モニタリング調査
	自然利用地		市民が自然環境に親 しむ	環境教育、自然観察、釣り、 散策、草摘み、虫取り
	多目的地		多目的に利用	散策、ピクニック、球技以外 のスポーツ等
	土砂仮置き場		治水整備に伴う土砂 の仮置き場として利 用する	河川工事の施工用地
	利用施設	各種競技場	特定のスポーツを行 う	テニス、パターゴルフ等
その他		スポーツ以外の特定 の目的で使用	駐車場、船着場、緊急用河川 敷道路等	

また、荒川下流部の水辺の横断形状を「干潟タイプ」「湿地化タイプ」「親水タイプ」および治水上の観点から「直壁護岸タイプ」の4タイプを設定しました。

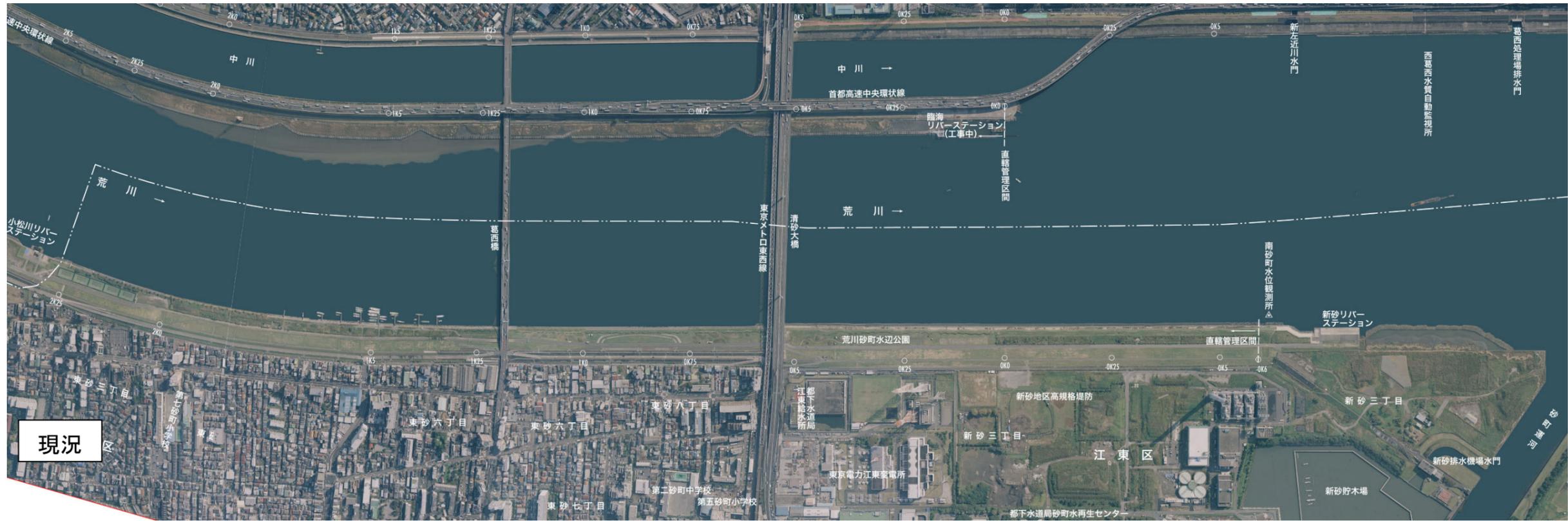
干潟やワンド等のエリアでは、必要に応じて水辺に沿った散策路兼管理用通路や堤防側から水辺に近づくための通路の整備を行います。

表 2 荒川下流における水辺整備のタイプ

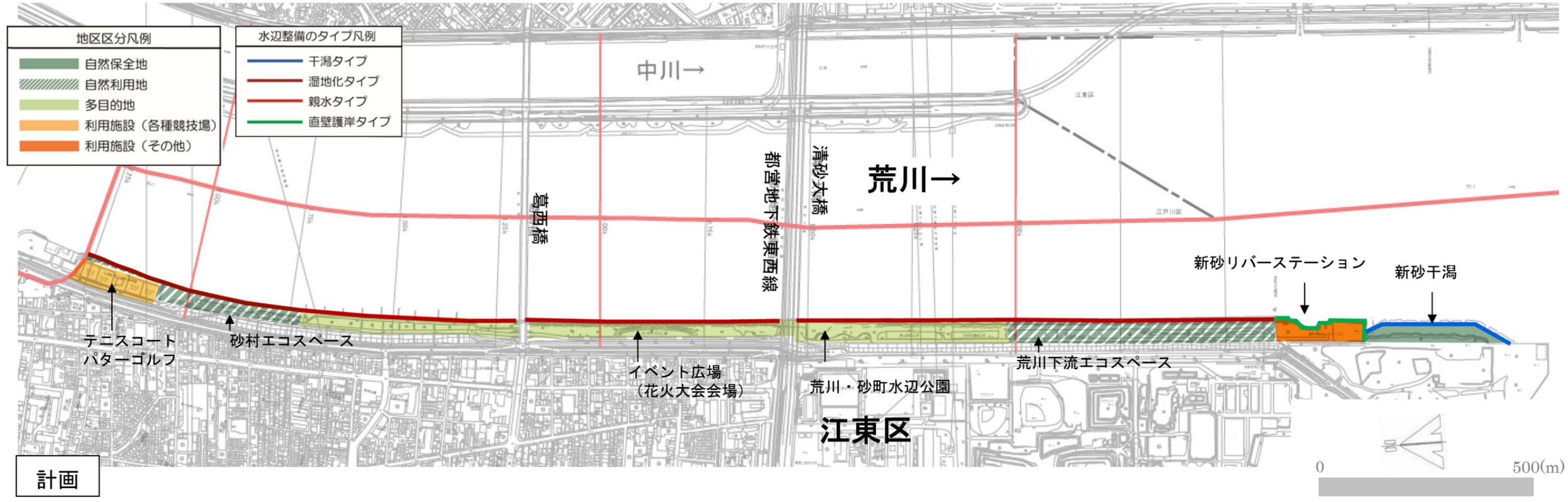
タイプ名		内容
A	干潟タイプ	干潟の保全・整備を行う
B	湿地化タイプ	湿地やワンドの保全・整備を行う
C	親水タイプ	河川敷のグラウンドや広場利用とあわせて親水護岸を維持・整備する
D	直壁護岸タイプ	治水上の重要箇所や変更が難しい箇所で、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持する



新砂干潟（江東区）



現況



計画

図 5 江東区土地利用計画図

2.4 ブロック別計画

川づくりの基本方針及び土地利用計画を受けて、地先の特性に応じて区分されたブロック毎の整備の考え方を示します。

2.4.1 現況土地利用

江東区の荒川河川敷は、河口～2.3kmに位置しており、その低水路幅は約300mです。河川敷の面積は、約16haであり、その内訳は自然地が2ha、グラウンドや公園・緑地等の利用地が13haとなっています。

表 3 現況土地利用（平成20年度末）

土地利用項目	面積(ha)
自然地	1.79
干潟(自然地)	1.78
多目的地	10.86
利用施設	1.84

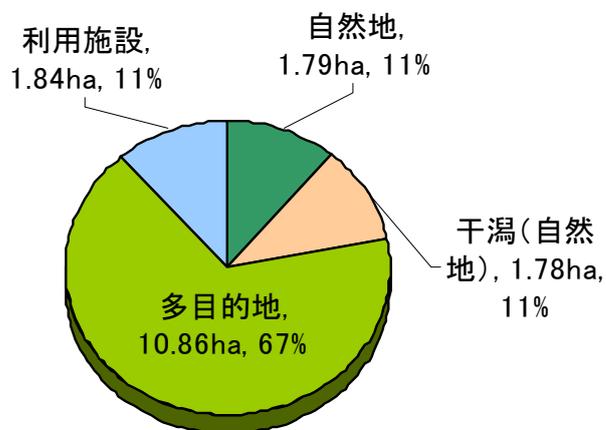


図 6 現況土地利用（平成20年度末）



河川敷のテニスコート

2.4.2 ブロック区分

推進計画の基本方針や地先の立地特性を踏まえ、本地区の整備にあたってのブロック区分を行うと下図のとおりとなります。

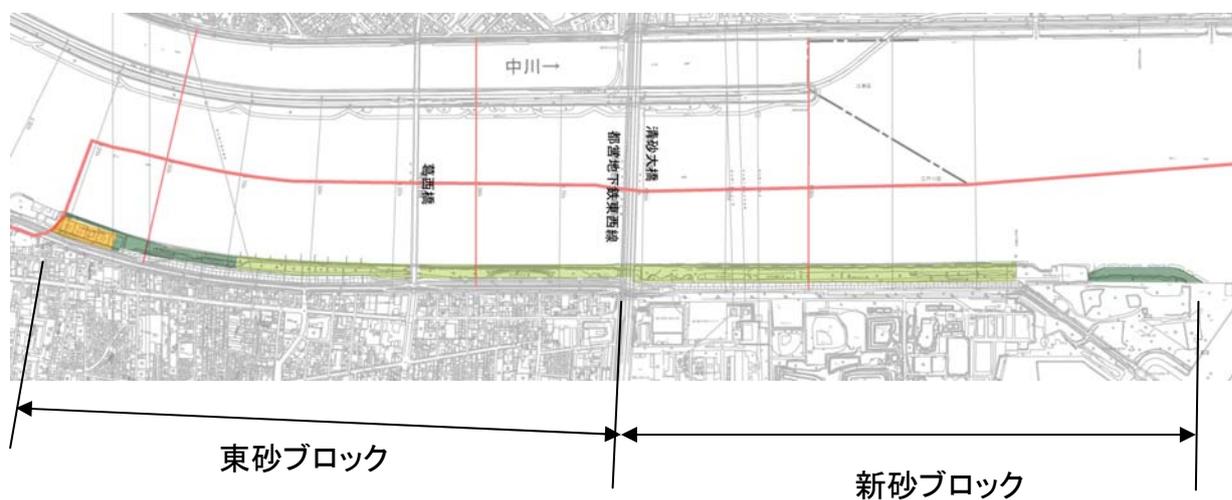


図 7 江東区におけるブロック区分

2.4.3 ブロック計画

(1) 新砂ブロック

1) ブロックの概況

○ブロックの範囲

- ・本ブロックは、区の南端に位置し、地下鉄東西線から河口部までの1.9 kmです。

○荒川へのアプローチ

- ・堤内地(市街地)と河川敷は堤防と道路で隔てられ、階段やスロープ等でアクセスします。

○周辺土地利用

- ・周辺は下水処理場などの公共施設や運河、夢の島公園や夢の島マリーナなどによる東京の代表的なウォーターフロントです。

○地域と荒川の関わり

- ・ブロック一体が荒川砂町水辺公園として整備されており、都市域における貴重な水と緑のオープンスペースとして区民に親しまれています。
- ・広域的にみると、ブロック周辺には「夢の島公園」「夢の島マリーナ」「砂町運河」のほか下水処理場の人工地盤にも「新砂運動場」などがあり、区民ばかりでなく都民の憩いの場にもなっています。
- ・1994年3月に造成された荒川下流エコスペースは、下流側に細長い水面を有し、そのほかはヨシやオギを中心とした高茎草地在り優先しています。江東区内では、オオヨシキリやセッカといった草地性の鳥類の声を聞くことができる数少ない場所です。また、ギンイチモンジセリが発生する場所です。
- ・加工に再生された新砂干潟は、水際にはヨシが優先するが、水際の最前線ではイセウキヤガラやコウキヤガラが生育します。荒川水面と連続した江東区内唯一の干潟で、カニ類、カモ類などが見られる数少ない汽水域です。



新砂ブロック付近の荒川 (0km 付近)

2)これまでの成果

〈これまでの成果〉

- ・治水対策として「堤防の緩傾斜化及び緑化」「スーパー堤防の整備」を進めました。また震災時に荒川を復旧資機材や救援物資の輸送路として確保するため「緊急用河川敷道路の整備」と「緊急用船着場」を整備し、さらに全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。
- ・自然地の向上としては「荒川下流エコスペース」の整備を進めました。「荒川下流エコスペース」は、平成6年（1994年）3月に造成された自然地で、その面積は1.3ヘクタールあり、江東区内最大のビオトープです。
- ・新砂干潟は、岸边に生態系を復元させるために再生した河口では初めての干潟として整備されました。

●1996 江東区地区計画図

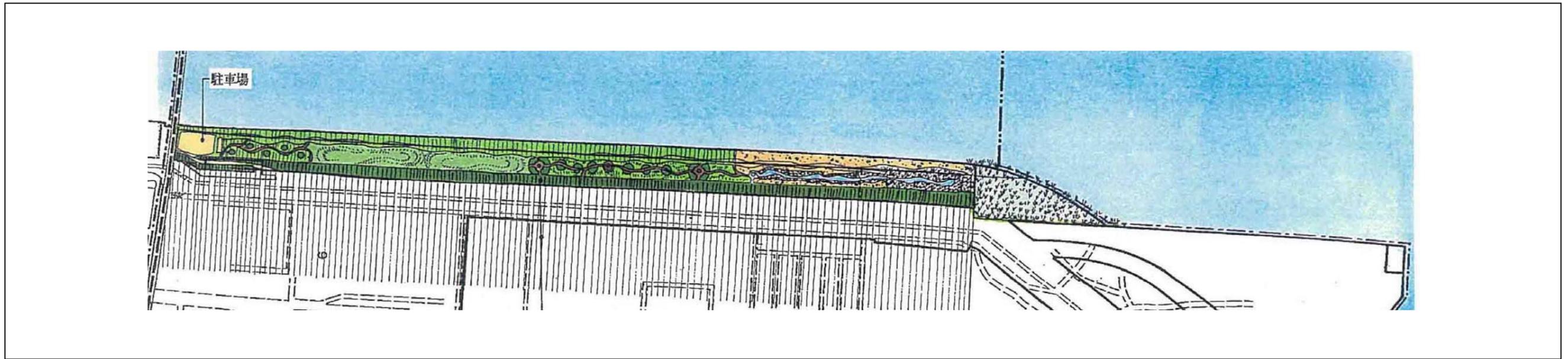


図 8 1996 江東区地区計画（新砂ブロック）

●進捗状況図

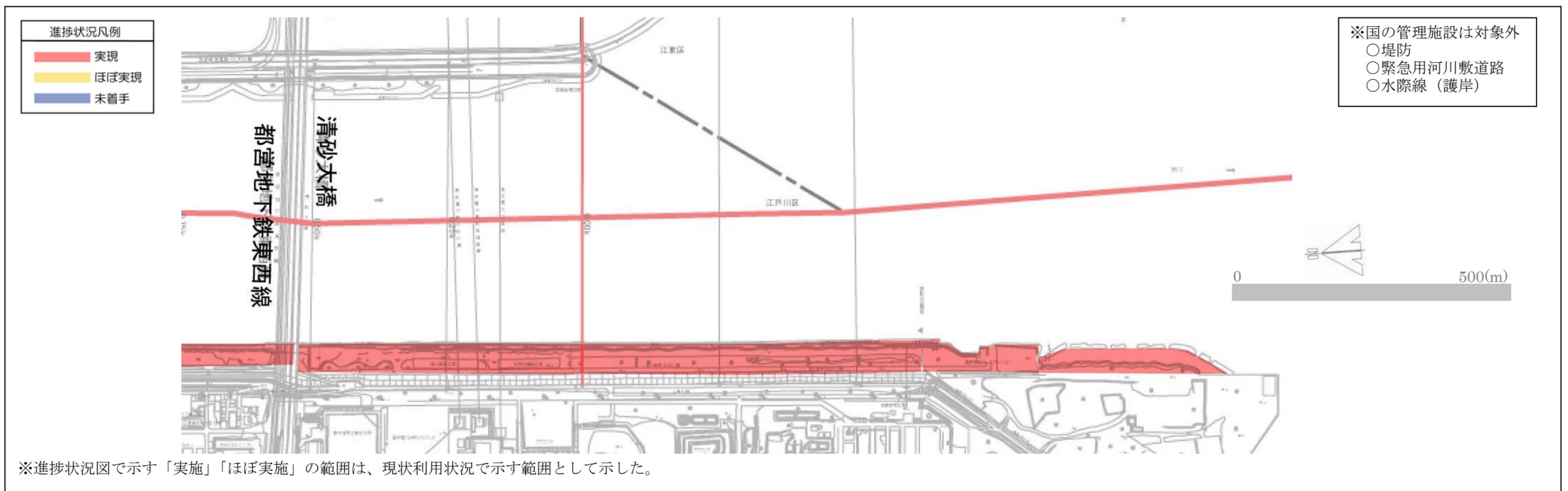


図 9 進捗状況図（新砂ブロック）

3)ブロック別計画

〈ブロックの目標・整備方針〉

- ・河口部特有の自然地を保全・育成するとともに、水際を自然化し、河口部から上流への自然ネットワーク化を図ります。

〈ブロックの取り組み内容〉

- ・今後は、荒川砂町水辺公園・荒川エコスペース・新砂リバーステーションなどの維持管理の充実を図り、利活用の促進を図っていきます。
- ・荒川砂町水辺公園から夢の島公園や若洲海浜公園、若洲公園を結ぶ散策コースなどの交通ネットワークを確保します。
- ・現在荒川に沿った緑道は散歩道として活用されており、荒川エコスペースや新砂干潟を活用し、区内の貴重な自然環境とふれあうことができる場づくりとして、地域住民との協働による環境管理を図っていきます。
- ・新砂リバーステーションの活用により、地域の防災機能の向上を図るとともに、水辺の散策の場として区民の憩いの場としていきます。

●ブロック別計画



(利活用内容)

1) 荒川エコスペース

・普及活動である自然観察会も盛んです。中でも、特定非営利活動法人ネイチャーリーダー江東による夜間の自然観察会「秋に鳴く虫の観察会」は人気が高く、毎年9月下旬に実施されています。

・ここは区内で唯一、絶滅危惧種（東京都）であるマツムシの声を聞くことができることで、23区内でも数少ない生息地のひとつとなっています。また昆虫類の調査記録としても荒川河川敷のエコスペースの要性が明らかになっています。

（「特定非営利活動法人ネイチャーリーダー江東」（江東区PES（ポケットエコスペース）昆虫類の生息状況調査報告書（2003））など）



2) 新砂リバー駅

・江東区新砂3丁目地先に整備された船着場であり、地域の防災機能の維持・向上を図ります。

・堤防や護岸沿いでは散策などの水辺利用がなされていることから、今後とも区民の憩いの場としても活用していきます。



3) 新砂干潟

・浚渫（しゅんせつ）した川土の一時置き場に使用している岸辺に生態系を復元させるため、川岸から幅約50メートル、長さが350メートルに及ぶ区域を干潟の自然地として再生しました。

・「特定非営利活動法人ネイチャーリーダー江東」が月に1回のモニタリング調査を行っているほか、江東エコリーダーの会によるクリーンアップ作戦や自然観察会も展開しています。



図10 ブロック別利活用計画（新砂ブロック）

(2) 東砂ブロック

1) ブロックの概況

○ブロックの範囲

- ・本ブロックは小名木川排水機場下流 200m から地下鉄東西線までの 1.7 km です。

○荒川へのアプローチ

- ・堤内地(市街地)と河川敷は堤防と道路で隔てられ、階段やスロープ等でアクセスします。

○周辺土地利用

- ・周辺は古くからの埋立地で平坦な地形です。堤内地の土地利用は主に、中高層の住宅やマンションと一般住宅が混在する密集市街地です。

○地域と荒川との関わり

- ・広域的にみると、ブロック周辺には仙台堀川公園、城東公園などがあり、区民に憩いの場として親しまれています。
- ・ブロックには荒川砂町水辺公園が整備されており、都市域における貴重な水と緑のオープンスペースとして区民に親しまれています。
- ・荒川では、荒川砂町水辺公園において江東花火大会が開催されるとともに、葛西橋周辺は船宿が立地し、多くの方々の憩いの場として親しまれる場となっています。
- ・震災時に荒川を復旧資機材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、普段はジョギング、サイクリングなどに活用されています。
- ・2000年3月、河川敷にはヨシ原を中心とした自然保全地である砂村エコスペース(面積 3,587 m²)が整備されました。これは住民参画型での取り組みとして、区の原風景である砂村の風景を再現しようという試みで行われたものです。



東砂ブロック付近の荒川 (1.0km~3.5km)

2)これまでの成果

〈これまでの成果〉

- ・治水対策として、「堤防の緩傾斜化及び緑化」「堤防の耐震性向上対策」を進めました。
- ・また震災時に荒川を復旧資機材や救援物資の輸送路として確保するため「緊急用河川敷道路の整備」を整備し、さらに全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。
- ・河川利用のため「堤防緑化と一体化した自然広場の整備」を進めました。
- ・このブロック周辺には船宿が立地しており、水辺は屋形船や釣り船に活用されています。このため「小規模自然地」は、現在未着手となっています。

●1996 江東区地区計画図

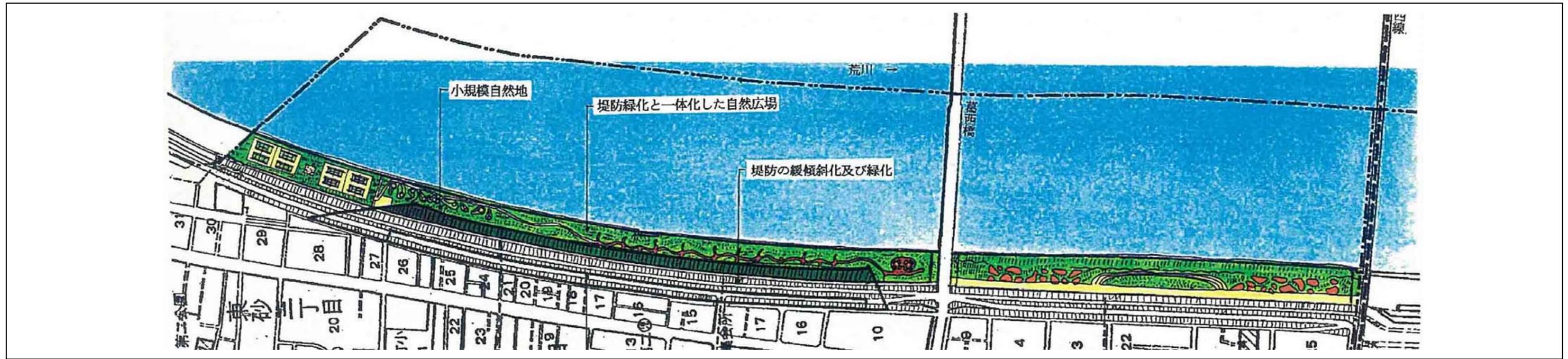


図 11 1996 江東区地区計画（東砂ブロック）

●進捗状況図

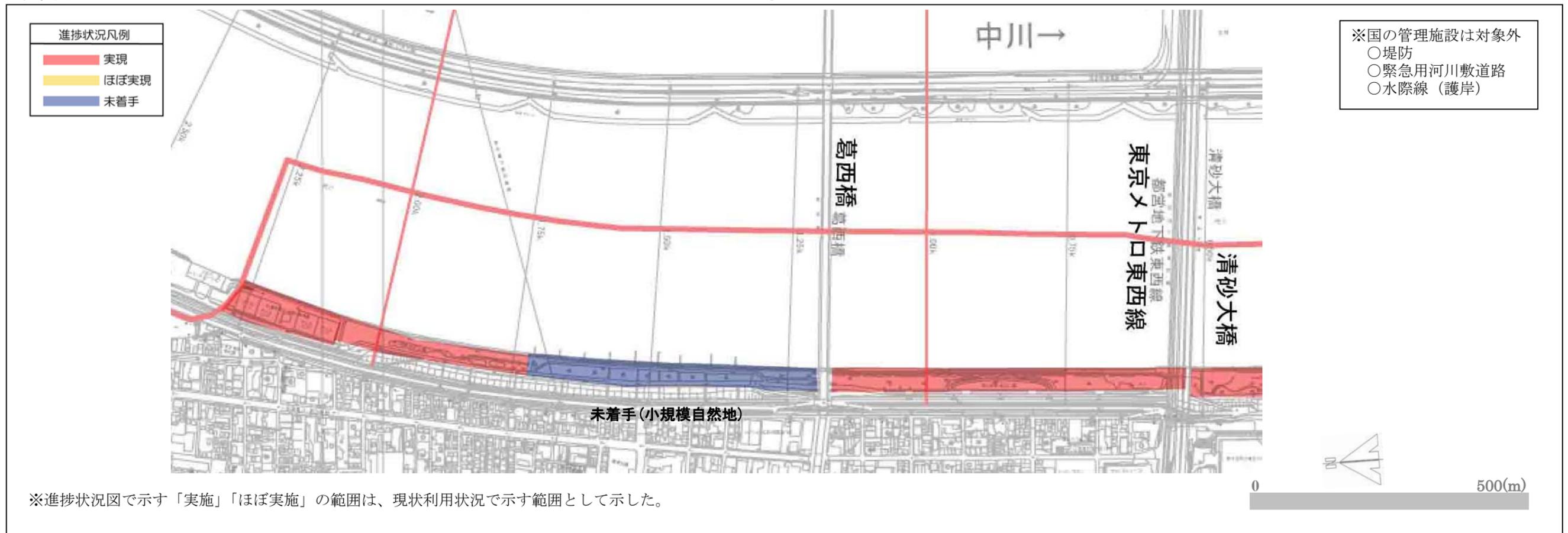


図 12 進捗状況図（東砂ブロック）

3)ブロック別計画

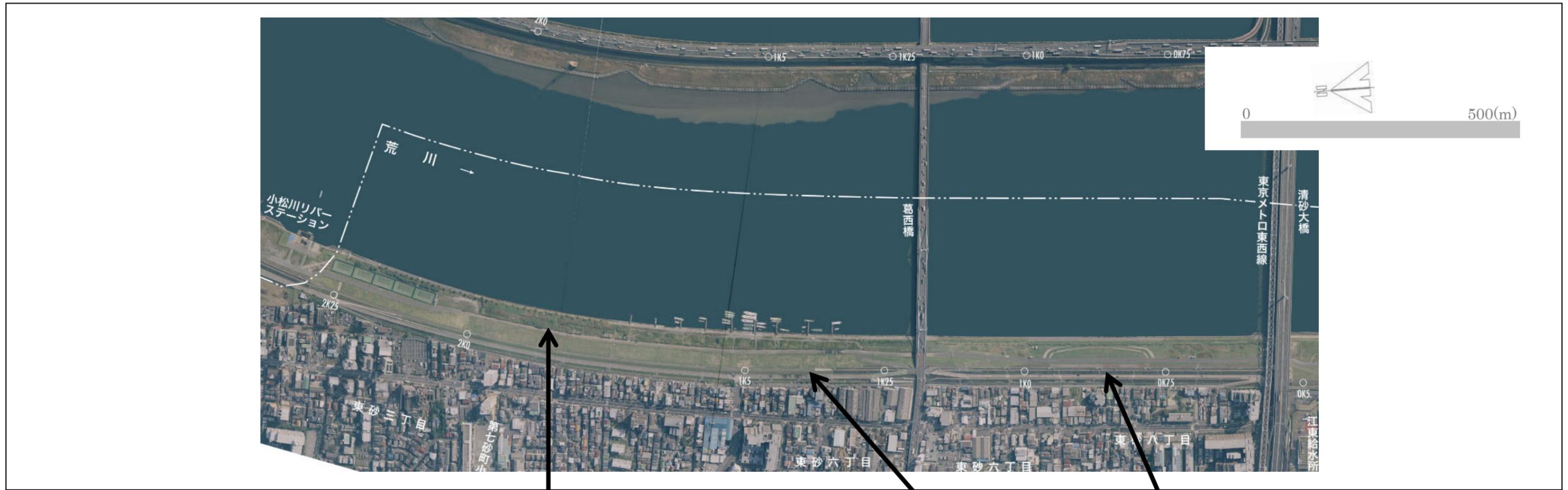
〈ブロックの目標・整備方針〉

- ・荒川砂町水辺公園と市街地との結びつきを高めるとともに、大規模住宅団地内の緑化空間やオープンスペースを有効に活用することにより、暮らしと一体となったみどりの充実が望まれます。
- ・住宅地に接するこのブロックでは、より快適な利用のためにスポーツ施設や船着場の維持管理を充実させ、区民がのびのびとくつろげる環境を確保します。
- ・上流部から続く自然地の連続性を考慮し、砂村エコスペースなどの自然地の環境管理を充実します。

〈ブロックの取り組み内容〉

- ・河川敷はスポーツレクリエーションや自然観察など区民の憩いの場として整備されています。今後は維持管理の充実を図り、利活用の促進を図っていきます。また荒川砂町水辺公園は、緑の拠点として区民のテニスコートなどのスポーツレクリエーション江東花火大会の会場などとしての利用促進を図ります。
- ・砂村エコスペースでは、地域住民による環境管理を支援し、今後も自然を守り育てていくとともに、自然観察や区民の憩い空間として活用していきます。

●ブロック別計画



(利活用内容)

1) 砂村エコスペース

- ・区の前風景である砂村にあった風景を再現しようという試みにより、地域住民、区、国の協働により検討されました。
- ・荒川と連続はしていないものの、ヨシ原を中心とした自然保全地が確保されています。
- ・水辺の最初の植栽であるイグサの植え付け作業は区民ボランティアを募集したイベントで行われました。
- ・その後も地域住民との協働により環境管理が継続しています。
- ・水路部分ではイグサやヨシのなかにタコノアシやシロネの株が点在して生育しています。



2) 荒川沿川の船宿

- ・葛西橋周辺は船宿が立地しており、屋形船や釣り船を活用した水辺の憩いや釣り客で賑わっています。
- ・今後は多目的地として管理していきます。



3) 江東花火大会

- ・荒川では、荒川砂町水辺公園において江東花火大会が開催され、毎年30万人(H21年)におよぶ人手でにぎわいます。



図 13 ブロック別利活用計画（東砂ブロック）

3. 荒川の維持・管理の考え方

「荒川将来像計画地区計画書（平成8年）」の実現に際しては、沿川市区民と沿川自治体による2市7区荒川市民会議が開催され、これをとおして各市区の荒川のあるべき姿が議論されてきました。

今後も荒川をより身近な川として親しみ、みんなで育てていくことが大切です。このため、今後とも沿川市区民と沿川自治体・国との協働による計画の推進がますます重要です。

以上を受け第3章では、沿川市区民と沿川自治体や国のなすべき役割分担を明らかにするとともに、今後、荒川をどのように維持・管理するかを明らかにします。

3.1 基本的な考え方

3.1.1 管理計画策定の背景

河川敷は「荒川将来像計画地区計画書（平成8年）」に基づき整備が進められています。

河川敷はグラウンドや緑地・公園等として利用され、区民に親しまれている場所や、自然地として動植物の貴重な生息・生育の場となっている場所も多く、今後はこれらの河川敷・水辺を利用や環境、防災等に配慮して適性に管理していくことが一層重要となっています。

またこれからの川づくり計画は、単に創るためだけのものではなく、荒川を守り育ててゆく計画としても機能することが大切です。このため沿川自治体や河川管理者だけでなく、荒川を利用する区民の方々との協働により荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが重要です。

3.1.2 管理上の課題

現在の荒川下流部の河川敷は、干潟、草地、池や水路などの湿地等の自然地と、グラウンド、緑地・公園等の利用地に大別されます。

自然地では、維持管理が十分に行き届いていない箇所もあり、生物多様性の観点から外来種の侵入などによる生物種数の減少が懸念されています。現在の大きな作業としては、水面の確保とヨシ原の維持のための侵略的外来種の抑制があります。特にセイタカアワダチソウの生育抑制は大きな課題です。また、豊かな生物多様性を保つためには、草はらの人為的かく乱が必要であり、限られた面積の中で安定した環境から不安定な環境まで連続したさまざまな環境を作り出すことが今後の課題となります。

また洪水時の漂着ゴミの放置や不法居住、ゴミの不法投棄などの問題も指摘され、良好な自然環境が形成されないことが課題となっています。

利用地としてのグラウンドや緑地・公園等では、河川敷のマナーが守られず、禁止区域でのゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ゴミの不法投棄等の迷惑行為・危険行為等の増加が課題となっています。

3.1.3 管理計画の手法

区民に様々に使われている荒川を維持するには、「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」及び「快適な利用の提供」の3つの目的からの維持管理が必要です。

「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」としては、治水機能の確保のための基本データの収集を行うとともに、河川区域における利用や環境にかかる変状の発見、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などが必要となります。

「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」としては、除草等の維持管理作業をはじめ、維持管理目標を満足するために実施すべき対策、河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応が必要となります。

「快適な利用の提供」としては、河川利用者の安全確保点検などの河川区域における利用や環境にかかる変状の発見や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などが必要となります。

3.2 行政と区民の役割

区民と行政が連携した管理を推進するためには、管理者と市民活動の役割分担を明確化し、区民が取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「市民活動と行政の連携の仕組みづくり」を構築することが必要となります。

このため国は河川管理者として、荒川下流部全体を見渡した視点から治水安全性の確保、利水、河川環境の保全のための取り組みを行います。

区は河川敷を利用する市民への行政サービスやまちづくりの一環としての視点から、占用地を中心に取り組みを行います。

区民は公共空間である荒川河川敷において、ゴミを捨てない、利用マナーを守るという適切な利用に努めることが基本となります。

3.2.1 国土交通省（河川管理者）が行う維持管理

荒川の下流部において、災害に対する安全安心を確保し、自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進するため、以下の維持管理の取り組みを行っていきます。

河川の状態を把握するため、基礎データの定期的な蓄積として必要な測量、河道状況の把握、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などを行います。

また、維持管理水準を維持するために実施すべき対策としては、堤防除草、高水敷除草や集草等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕、地震や災害等の対応のためのソフト的項目及び対応に取り組んでいきます。

さらに、快適な利用の提供としては、護岸、坂路、散策路、などの施設に対する安全確保点検や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などを図ります。

3.2.2 江東区が行う維持管理

江東区は、荒川の河川敷の江東区占有区域の維持管理を担当しています。占有区域の用途としては、大別して緑地とグラウンド等の2つになり、各々、年間の管理を行います。

維持管理は、テニスコートなどのスポーツ施設や園地などを対象に清掃管理や施設管理などを実施します。まエコスペースなどの維持管理は、国、自治体、区民が協働で進めていきます。

3.2.3 区民が行う維持管理

区民が行う維持管理は、動植物調査等による情報提供、クリーン活動の実施、川の通信簿の実施、不法行為の通報など、河川の状況を把握するための情報提供や河川の維持管理水準を保つために必要な活動が期待されます。

またエコスペースなどの自然地等の管理や自然観察会等の実施などにより、河川敷を活用した快適な利用の促進が期待されます。

国、江東区及び区民の役割分担は概ね以下のようになります。

表 5 維持管理の役割分担（案）

管理の手法 ※治水のための管理項目	管理の主体		
	国	自治体	市区民
河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等			
○基本データ収集（測量）			
縦横断測量、平面測量（航空写真測量）、斜め写真撮影※	○		
○基本データ収集（河道状況把握）			
生き物の情報収集（鳥類の繁殖場調査、魚類・植物・両生類・爬虫類・哺乳類・陸上昆虫類調査、河川環境情報図の更新）	○		○
河川空間利用実態調査	○		
河川空間評価「川の通信簿」（国交省事業）の実施	○		○
外来種対策	○	○	○
水面利用の監視※	○		
○基本データ収集（水文調査）			
水位・水質観測※	○		
○河川区域等における不法行為の発見			
ホームレス等の不法行為・不法占用・不法工作物の監視※	○	○	
○日常的な河道・堤防等の巡視・点検・モニタリング			
日常的な河川巡視、堤防・護岸等の変状箇所における継続的モニタリング※	○		
維持管理水準を維持するために実施すべき対策			
○河川敷の清掃管理			
クリーンエイドの実施、ごみ・廃棄物の投棄監視、種類の集計	○	○	○
河川区域内の占用施設のごみ処理、清掃		○	○
○河川敷の植物管理			
高水敷の占用施設の除草・除草後の集草		○	
池・ワンド・ビオトープ、園地等の植物管理		○	○
○河川敷の施設管理			
トイレ、遊具、ベンチ、園路、運動施設等の施設点検・修繕		○	
遊具の安全管理		○	
バリアフリー対策の実施	○	○	
連携による池・ワンド・ビオトープ、園地の管理（植物管理）	○	○	○
○維持管理目標を満足するために実施すべき対策			
河川構造物の修繕※	○		
○河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応			
住民（水防団）、自治体、国の連携した出水前・出水時の対応※	○	○	○
濁水時・水質事故時の対応※	○		
地震時の対応（緊急用河川敷道路、緊急用船着場の運用実施内容・方法、河川敷に避難した住民対応、津波情報発令時の河川管理者対応）	○	○	
その他（火災、テロ等の発生後、情報提供後の対応）	○	○	
快適な利用の提供			
○河川利用施設及び許可工作物の維持の確認			
河川利用者の安全確保点検（護岸、坂路、散策路、手すり、天端道路）	○	○	
○河川区域等における快適な利用			
利用情報（意向調査、苦情・要望、モニター等）の収集・提供	○	○	○
イベント、プログラムの実施（荒川の自然を使った工芸作品づくり、水辺の楽校等での自然観察会等）		○	○
防災施設の平常時利用（リバーステーション、緊急用河川敷道路等の活用）	○		
○利用指導			
荒川下流河川敷利用ルールの適正運用、周知	○	○	

3.3 河川敷の管理計画

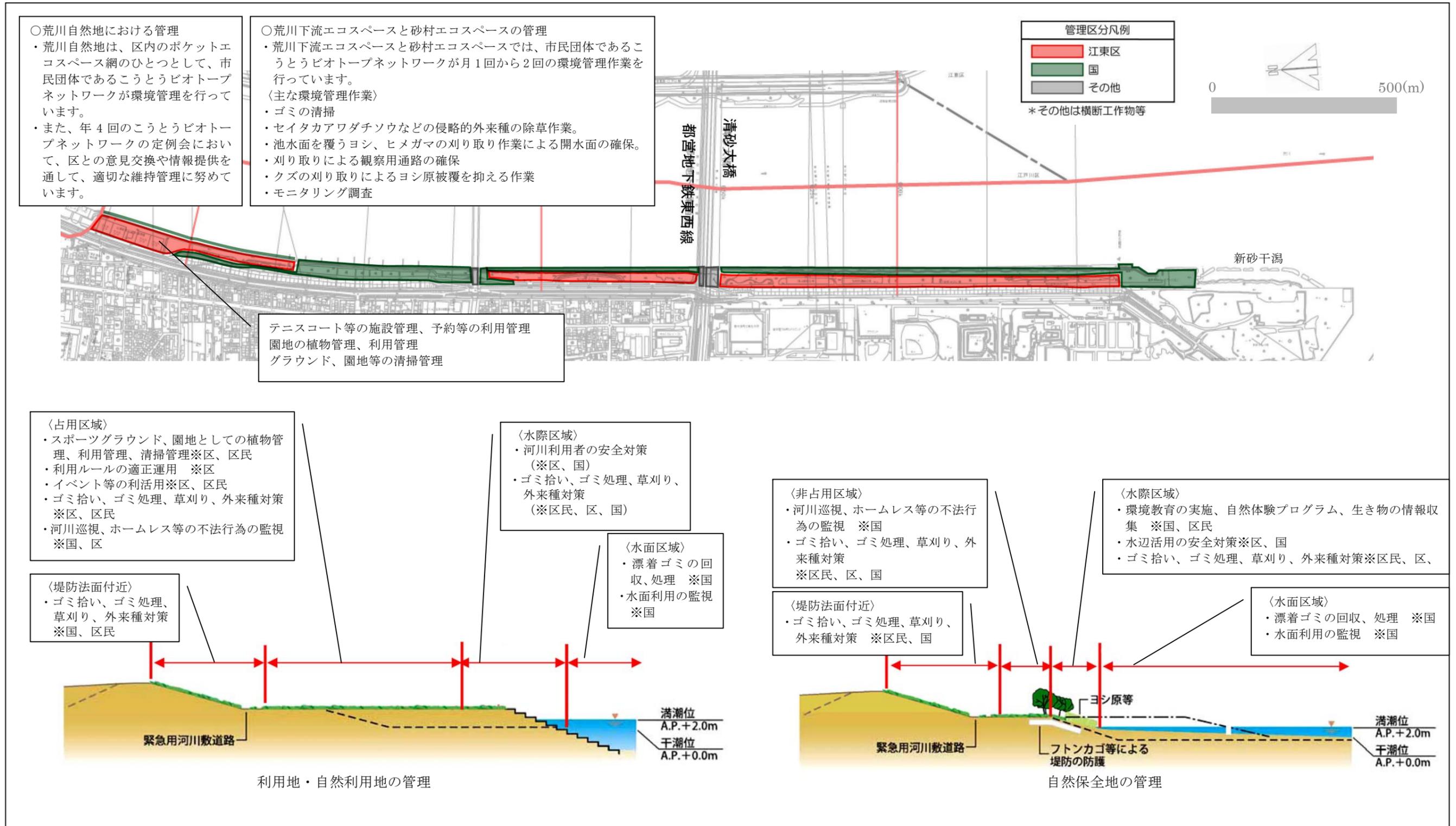


図 14 江東区河川敷管理区分図

3.4 自らできる川づくり支援の仕組み

荒川では様々な区民による河川敷の管理への参加が拡大しており、今後はボランティアをはじめ荒川を利用する区民の方々との協働により、荒川を守り育てることが重要となっています。

このため行政と区民の連携のもと、将来に渡り継続的・発展的に荒川の維持管理を進められる市民活動への支援を推進する必要があります。

江東区では、みどりのボランティア活動支援事業の一環として、区内のみどりのボランティア活動に対し、助成金の交付や資材提供による活動支援を行っています。江東区のビオトープであるポケットエコスペースの環境管理もその支援対象です。

江東区では自らできる川づくり支援のメニューを表 6のとおりとし、国とともに取り組んでいきます。

表 6 自らできる川づくり支援の取り組み内容の一例

No.	取り組み	内容	担当部署
1	荒川をよくする会 Koto の運営	会議の場で、市民が荒川のあるべき姿について討議するため円滑な運営を行う。	国：荒川下流河川事務所 調査課 江東区：土木部水辺と緑の課
2	市民活動の場の提供	知水資料館の3階を開放して、活動の場を提供する。	国：荒川下流河川事務所
3	みどりのボランティア活動支援事業	区内のみどりのボランティア活動に対しての助成金の交付や資材提供による活動支援	江東区：土木部水辺と緑の課



写真 荒川をよくする会 Koto

4. 計画の実施に向けて

地区別計画は、各地区における概ね 10 年後の姿を示しています。今後はその実現に向け、着実な推進をしていくことが必要です。このため推進に際しては、計画の着実な実行、社会情勢の変化に伴う新たな対応や課題解決のための計画の見直し・改善などにより、計画について再確認しつつ活動につなげていく体制づくりが大切です。

以上を受け第 4 章では、今後も地域とともに地区別計画を推進していける仕組みと計画変更プロセスを示します。

4.1 推進の仕組み

荒川将来像計画はこれまで、荒川市民会議の議論を踏まえて、沿川自治体の協力の下「荒川の将来を考える協議会」によって計画の推進を図ってきました。今後も地域との協働により地区別計画を推進していくことが重要です。

このため荒川市民会議や「荒川の将来を考える協議会」において、計画の評価システムとしての PDCA サイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。

内容の確認等とおして、ブロックの土地利用計画や川づくり支援の取り組みについて変更の必要性が生じた場合は、課題等の分析を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

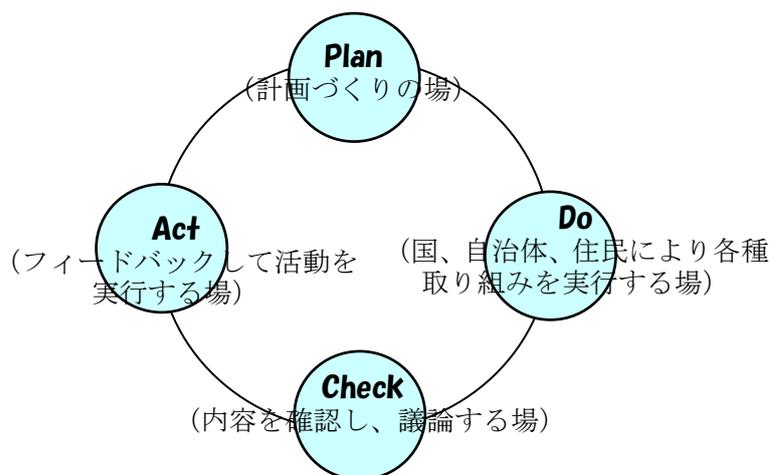


図 15 PDCA サイクルによる地区別計画の推進

4.2 計画の変更プロセス

地区別計画の策定後、変更の必要性が認められる場合は、荒川市民会議等の地域住民の意見聴取を行いながら作成していき、当計画の変更に当たっては、国や隣接する自治体と調整の上で、「荒川の将来を考える協議会」で承認を得た後、変更することとします。

4.3 計画書の周知

本地区別計画を市区民と行政の連携のもと推進するためには、本地区別計画を市区民に周知していく必要があります。このため、「荒川将来像計画 2010 地区別計画」の説明会の開催や市区での意見募集、市区の懇談会・タウンミーティング等での議題提供、荒川知水資料館での企画展示などによる周知を推進します。

■問合せ先■

荒川の将来を考える協議会 事務局

江東区役所 土木部水辺と緑の課 TEL03-3647-2538

国土交通省 荒川下流河川事務所 調査課 TEL03-3902-2311（代表）
